

組合共済規約

ウオロク労働組合

第1章 総 則

第1条 (根拠)

ウオロク労働組合同規約により、ウオロク労働組合共済会を設置する。
当組合の共済は、この規約によって全て処理される。

第2条 (目的)

本規約は、組合員並びにその家族に慶弔があった場合、相互扶助の精神に基づき、共済給付金を支給することを以って、より友愛と連帯を図ることを目的とする。

第2章 機 関

第3条 (支給範囲)

- (1) 結婚
- (2) 出生
- (3) 小学校入学
- (4) 中学校入学
- (5) 退職または組合員の資格を失ったもの
- (6) 死亡
- (7) 傷病

第4条 (支給条件)

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| (1) 結婚 | 組合員、組合員の子供 |
| (2) 出生 | 組合員、組合員の子供 (同居のみ) |
| (3) 小学校入学 | 組合員の子供 |
| (4) 中学校入学 | 組合員の子供 |
| (5) 退職または組合員の資格を失ったもの | 組合員、1年以上組合員であること (懲戒免職は除く) |
| (6) 死亡 | 組合員、その配偶者、子供、両親、及び2親等同居家族 |
| (7) 傷病 | 組合員、連続して7日以上して休業したとき、以後30日間経過毎に計算する |

第5条 (支給額)

		正社員	パートナー
(1) 結婚	a. 組合員	30,000円	30,000円
	b. 組合員の子供	20,000円	20,000円
(2) 出生	a. 組合員	20,000円	20,000円
	b. 組合員の子供	10,000円	10,000円
(3) 小学校入学	a. 組合員の子供	3,000円	3,000円

		正社員	パートナー
(4) 中学校入学	a. 組合員の子供	3, 000円	3, 000円
(5) 退職または組合員の資格を失ったもの	a. 支給対象期間を組合員となった日より12ヶ月以上とする。		
	b. 組合加入時の月、並びに退職時の月は1ヶ月に算定する。		
	c. ① 正社員組合員の支給額は月額500円とし組合加入月数に乗じる。		
	② 6h以上パートナー組合員の支給額は月額300円とし組合加入月数に乗じる。		
	③ 6h未満パートナー組合員の支給額は月額200円とし組合加入月数に乗じる。		
	d. ① 正社員組合員の組合加入月の対象とする起算月は組合結成の昭和57年3月1日以降とする。		
	② 6h以上パートナー組合員の組合加入月の対象とする起算月は平成23年12月1日以降とする。		
	③ 6h未満パートナー組合員の組合加入月の対象とする起算月は平成25年6月1日以降とする。		
	e. 支給方法は原則として指定口座に振込みとする。		
(6) 死亡	a. 組合員	100,000円	50,000円
	b. 組合員の配偶者	50,000円	20,000円
	c. 組合員の子供	20,000円	10,000円
	d. 組合員の両親（同居）	20,000円	10,000円
	e. 組合員の両親（別居）	20,000円	10,000円
	f. 2親等同居家族	5,000円	0円
	* a～f 弔電 a～e	21,000円の生花	
(7) 傷病	a. 組合員 7日間	20,000円	10,000円
	*休業した場合に限る	以後1ヶ月毎	20,000円 10,000円

第6条 (必要書類)

(1) 組合員本人結婚	住民票添付
(2) 組合員子供結婚	住民票添付
(3) 組合員出生	住民票添付
(4) 組合員子供出生（子）	住民票添付
(5) 小学校入学	入学案内書の写しまたはクラス名簿
(6) 中学校入学	入学案内書の写しまたはクラス名簿
(7) 退職または組合員の資格を失ったもの	所属長の確認
(8) 死亡	所属長の確認 人事部から連絡
(9) 傷病	診断書及び所属長の確認

第7条（全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟の見舞金制度）

給付適用区分		給付金額		
		組合員		
会員死亡		200,000円		
配偶者死亡（事実上の婚姻関係も含む）		50,000円		
家族死亡（2親等までの血族・病死は対象外）		20,000円		
病気休業（30日以上休業・組合員のみ）		15,000円		
負傷休養（30日以上休業・組合員のみ）		15,000円		
住宅被災	有扶養者	・家族と同居の住居	全焼・流失・全損	150,000円
		・単身赴任中の家族の住居	半焼・半損・床上浸水	80,000円
		・単身赴任中の本人の住居	全焼・流失・全損	50,000円
			半焼・半損・床上浸水	30,000円
	無扶養者	・家族と同居の住居	全焼・流失・全損	100,000円
			半焼・半損・床上浸水	50,000円
		・本人の住居	全焼・流失・全損	100,000円
			半焼・半損・床上浸水	50,000円

- ・90日以内に申請されない場合は無効
- ・上部団体への給付申請から給付まですべて組合が窓口

第3章 運 営

第7条（共済業務の所管）

共済業務の所管は、福利厚生部とする。

第8条（申請の手続き）

役員は次の職責をもつ。

- （1） 共済給付金を受けるべき事由が発生したときは、速やかに支部長まで所定の用紙により申請すること。
- （2） 支部長は、執行委員長にその給付金を申請する。但し、緊急を要し、本規約の手続きを取れない場合は、出来るかぎり本規約の主旨に添って会計が処理し、執行委員長及び、中央委員会に事後報告する。
- （3） 事前に給付金を受けるべき事由が確定している場合は、当日より、1週間以前に所定の手続きをとること。

第9条（時効）

申請に際しては、事由発生より90日以内に手続きをされないと無効にする。ただし、休業によりやむ無く提出ができない場合は、職場復帰後、31日以内に手続きすることとする。

第10条 (適用除外)

次に定める者は、適用除外とする。

- (1) 非組合員
- (2) 組合員の資格を失ったもの

第11条 (共済給付金審査委員会)

第10条に疑義が生じた場合、執行委員の命により執行委員から若干名を以て共済給付金審査委員会を設置する。

第12条 (請求書類)

審査委員会での結果、疑義を解決するために、必要と思われる書類を請求当事者に提出願う場合がある。

第13条 (規約に関する疑義)

この規約について解釈上疑義がある場合は、執行部へ意見をだし、中央委員会決裁により、改訂を大会または、臨時大会に付議する。

第14条 (実施時期)

- (1) この規約は1979年4月1日より実施する。
 - ・一部変更し、2016年 2月25日より実施する。
 - ・一部変更し、2017年 2月23日より実施する。
 - ・一部変更し、2018年 2月22日より実施する。
- (2) 1979年4月1日～1979年7月1日について、第10条に該当する申請については、請求を承認する。

以上